I_{24} ＝ 0.983
I_{25} ＝ 0.983
I_{26} ＝ 0.967
I_{27} ＝ 0.717
I_{28} ＝ 0.7267
I_{29} ＝ 0.0367
I_{30} ＝ 0.03483
$I_{元}$ ＝ 0.02133

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000
K_{12} ＝ 2.500
K_{13} ＝ 2.542
K_{14} ＝ 2.500
K_{15} ＝ 2.625
K_{16} ＝ 2.625
K_{17} ＝ 2.292
K_{18} ＝ 2.208
K_{19} ＝ 2.167

α　第１号算式の符号 α に同じ。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 2.500
M_{13} ＝ 2.542
M_{14} ＝ 2.500
M_{15} ＝ 2.792
M_{16} ＝ 2.625
M_{17} ＝ 2.292

I_{24} ＝ 0.967
I_{25} ＝ 0.984
I_{26} ＝ 0.754
I_{27} ＝ 0.721
I_{28} ＝ 0.0377
I_{29} ＝ 0.0361
I_{30} ＝ 0.03426

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000
K_{12} ＝ 1.017
K_{13} ＝ 1.017
K_{14} ＝ 1.017
K_{15} ＝ 1.067
K_{16} ＝ 1.067
K_{17} ＝ 0.917
K_{18} ＝ 0.900
K_{19} ＝ 0.883

α　第１号算式の符号 α に同じ

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{11} ＝ 1.000
M_{12} ＝ 1.017
M_{13} ＝ 1.017
M_{14} ＝ 1.017
M_{15} ＝ 1.117
M_{16} ＝ 1.067
M_{17} ＝ 0.917